指定介護予防支援事業所の業務等について

現在、要支援1,2の方の介護予防ケアプランは「地域包括支援センター」又は「地域包括支援センターから委託を受けた居宅介護支援事業所」のケアマネジャーが作成しております。

令和6年4月1日に介護保険法が改正され、「介護予防支援」について「その指定を受けた居宅介護支援事業者」(以下「事業所」という。)が直接契約を結び、プラン作成ができるようになりました。

1 介護予防ケアプランの種類と契約

①介護予防支援

下記の介護保険制度のサービス利用時

- □訪問看護 □訪問入浴
- □訪問リハビリ □通所リハビリ (デイケア)
- □福祉用具貸与 □ショートステイ
- ※上記サービスと右記のホームヘルプサービス等やデイサービス等を一緒に利用した場合も介護予防支援となります。

②介護予防ケアマネジメント

下記の介護予防・日常生活支援総合事業(市独

- 自)のサービスのみ利用した時
- □訪問型サービス (ホームヘルプサービス等)
- □通所型サービス (デイサービス等)
- ※「事業対象者」の方はこのサービスのみ



中間市地域包括支援センターが担当又は 事業所が委託で担当する場合

指定を受けた事業所が直接契約可能



中間市地域包括支援センターと契約 ※中間市地域包括支援センターが委託 した事業所はプラン作成可能

2 契約等に関して

(1) 介護予防支援の今後の取扱い

ケアプラン作成事業者	令和6年9月1日以降
中間市地域包括支援センターが作成している場合	変更・対応は必要なし
介護予防支援事業者の指定を受けない居宅介護支援	
事業者が一部委託による作成している場合	
介護予防支援事業者の指定を受ける居宅介護支援事	介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの切
業者より作成する場合	り替え時の契約手続の漏れを防ぐために <u>「利用</u>
	者・介護予防支援事業者・中間市地域包括支援セン
	<u>ター」による3者契約</u> を予め行う。

(2) 契約書・個人情報使用同意書の書式について

(1) 今後の取扱いのとおり、「介護予防支援事業者の指定を受ける居宅介護支援事業者により作成する場合」について「利用者・介護予防支援事業者・中間市地域包括支援センター」による3者契約を行うこととし、令和6年9月1日以降については、中間市所定の「契約書・個人情報使用同意書・重要事項説明書」

3 事務処理に関して Q&A

(1) 指定介護予防支援事業所として作成した介護予防支援のケアプランの原案確認は必要か

中間市地域包括支援センターの原案確認は必要ありませんが、介護予防ケアマネジメントに該当すると判断 が出来た時点で、速やかに同センターへ報告してください。

同センターからの一部委託を受けて介護予防支援を実施する場合、これまで通り原案の確認が必要となります。

(2) 認定審査会結果情報提供について

指定介護予防支援事業者の指定を受けてケアプランを作成する場合についても、中間市地域包括支援センターから提供を受けてください。

(3) 介護予防サービス・支援計画書等の書式について

厚生労働省所定の書式を使用してください。

(4) サービス計画作成依頼届について

指定介護予防支援事業所として介護予防支援の提供を行う際は、介護予防サービス計画依頼届出書の提出が必要です。介護予防支援から介護予防ケアマネジメントに切り替わる場合は介護予防ケアマネジメント計画作成依頼届出書の提出が必要となります。

(5)単位数・算定要件について

- ①介護予防支援費(I)442単位(※地域包括支援センターのみ)
- ②介護予防支援費(Ⅱ)472 単位(※指定居宅介護支援事業者のみ)
- ③特別地域介護予防支援加算→所定単位数の 15%を加算 ※別に厚生労働大臣が定める地域に所在
- ④中山間地域等における小規模事業所加算→所定単位数の 10%を加算 ※別に厚生労働大臣が定める地域 に所在し、かつ別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合
- ⑤中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算→所定単位数の5%加算 ※別に厚生労働大臣が定める地域に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域を越えて、指定介護予防支援を行った場合 ※③、④、⑤は介護予防支援費(Ⅱ)のみ

(6) 初回加算の算定について

居宅介護支援を実施していた利用者が要支援認定となり、引続き、同一の居宅介護支援事業所が指定介護予防支援事業者として介護予防支援を実施する場合、初回加算の算定は可能です。

中間市地域包括支援センターの委託を受けて介護予防支援を実施していた利用者の介護予防支援を直接実施する場合、初回加算の算定は可能です。ただし、初回加算は新規で介護予防サービス計画を作成する手間の評価であることから、原則、改めてアセスメント等を行ったうえで、介護予防サービス計画を作成する必要があります。

(7)委託連携加算

委託連携加算は地域包括支援センターが介護予防支援を居宅介護支援事業所へ委託する際に情報連携等を 評価するものであるため、指定介護予防支援事業所が介護予防支援を直接実施する場合は算定できません。

(8) 請求方法について

介護予防支援の指定を受けた事業所が自ら国保連に請求をしてください。中間市地域包括支援センターから の委託を受けて介護予防支援を実施する場合は、同センターにて請求を行います。

4 その他

指定介護予防支援事業所として、指定を受けた場合、正当な理由無く要支援者の受け入れを拒否できません。 委託とは異なり、要支援者との間にトラブルが生じた場合、中間市地域包括支援センターではなく、指定介 護予防支援事業者が責任を負うことになります。

利用者と直接契約を結ぶ、指定介護予防支援事業所は利用者を他の事業所へ引き継ぐ場合、引き継ぎ先の事業所と必要な調整を行ってください。

また、指定を受けた事業所も引続き、中間市地域包括支援センターから委託を受け、指定介護予防支援と介護予防ケアマネジメントを実施することも可能となります。